

令和5年度「たんとおあがり 京都府産」施設 認定募集実施要項

1 事業概要

病院・福祉施設、社員食堂等への京都府産農産物の供給拡大を目的として、京都府産農産物の利用や食文化等の情報発信に積極的に取り組む病院・福祉施設、給食施設を有する企業、大学、専門学校等の構内に所在する食堂、及び幼稚園、保育所等を「たんとおあがり 京都府産」施設として認定します。

2 対象施設

- 府内の病院、高齢者に係る福祉施設及び保健施設
- 府内の社員食堂を有する企業等
- 府内の大学、専門学校等の構内に所在する食堂
- 府内の幼稚園、保育所等

3 募集期間

令和5年4月3日（月）～令和5年5月31日（水）

4 提出書類

京都府産米・野菜利用計画及び情報発信計画書（様式1-1）及び申請書（様式2）

5 認定手順

<初年度>

計画書の受付：京都府産米・野菜利用計画及び情報発信計画書

計画期間（令和5年4月～令和6年3月）の提出により受付

実績報告書の審査：計画期間の前期実績（令和5年4月～令和5年9月）を審査し、
認定要件を満たす施設に認定章を交付

[認定要件]

- ① 京都府産野菜等を四季毎に30日以上利用（品目毎の利用日数の合計が30日以上）
- ② 京都府産米を概ね50%以上利用（年間利用日数の合計）
- ③ 施設利用者に、京都府産の米・野菜等を使用した献立等を通じて、産地や食文化等の情報を発信（四季毎に1回以上）

<第2年度>

初年度後期実績の確認：初年度の計画期間の後期実績（令和5年10月～令和6年3月）
を確認

※認定要件を満たさない施設は認定章の継続利用を認めない
場合があります。

6 継続認定手順

認定後、3年ごとに、京都府産米・野菜の利用実績を審査し、認定要件を満たす施設に
対して認定章の継続利用を承認

※詳しい手順は、認定時にお知らせします。